

ねんりんピック彩の国さいたま２０２６さいたま市交流大会売店等設置要項

1 趣旨

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま２０２６（以下「大会」という。）において、ねんりんピック彩の国さいたま２０２６さいたま市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が交流大会会場に設置する売店及び展示等ブース（以下「売店等」という。）の設置、運営等について、必要な事項を定めるものとする。なお、市実行委員会が大会運営又は関連事業として依頼し、又は協力を求めた団体等が設置する展示、啓発、体験その他のブースについては適用しない。

2 設置会場、設置期間等

売店は、原則として交流大会が開催される期間に交流大会会場に設置するものとし、開設日時等の詳細は別に定める。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれらを変更できるものとする。

3 出展数、出展位置

売店等の出展数（募集数）、出展位置は、市実行委員会が交流大会会場の状況等を勘案して決定する。

4 経費の負担

売店等の出展に係る出展者の経費負担は、次のとおりとする。

- （１）売店等の出展料は無料とする。
- （２）売店等の運営に要する経費及び必要な備品等（市実行委員会準備品は除く。）は、出展者が負担する。

5 取扱品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- （１）スポーツ用品
- （２）ねんりんピック関連グッズ

ねんりんピック標章、ねんりんピック彩の国さいたま２０２６ロゴ若しくはマスコットキャラクター又はさいたま市PRキャラクター「つなが竜ヌゥ」を使用した商品であり、権利者に利用許諾を得ているもの。

- （３）観光物産品
- （４）飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造、加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

キッチンカー（さいたま市内での自動車での飲食店営業に必要な営業許可証を有する者）に限る。なお、キッチンカーにおいて調理する食品は、簡素な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入して、提供直前に加熱処理を行う程度のものであること。

（５）その他、市実行委員会が必要又は適当と認めたもの。

6 出展者条件

売店等の出展者は原則として、次の（１）及び（２）に該当する者で、市実行委員会が適当と認めた者とする。

（１）次の条件のいずれかに該当する者

ア さいたま市内に事業所を有し、又はさいたま市内で営業している者

イ 大会に関連するスポーツ用品販売業者、ねんりんピック関連グッズ、観光物産品又は飲食物に係る関係団体等

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

エ 競技主管団体の推薦がある者

オ ア～エに掲げる者のほか、市実行委員会が認めた者

（２）次の条件すべてに該当する者

ア 交流大会期間中、継続して出展することができること。ただし、障害者支援施設については、この限りではない。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 営業店舗が、出展申請の日からさかのぼって過去１年間法令等に違反して処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出展者については、過去３年間食中毒等における行政処分歴がないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第２条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。

カ 従事者として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

7 出展者の運営の基準

出展者の売店等の運営に必要な基準は、次のとおりとし、市実行委員会の指示に従うものとする。また、感染症対策に配慮して運営するものとする。

（１）食品関係売店

ア 現場で調理を行う出展者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている

保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

エ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質で作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

(3) 展示等ブース

展示、PR、体験その他の活動を行う場合は、来場者の安全及び会場環境に配慮して運営すること。

8 運営設備等

市実行委員会が準備する売店等出展に伴う設備等は、次のとおりとする。ただし、出展状況等に応じて、市実行委員会はこれを変更できるものとする。

備品名	規格	数量（最大）
長机	450mm×1,800mm	2台
椅子	パイプ椅子	2脚
テント（屋外のみ）	2間×3間の半分	1区画

※キッチンカーについては、出店スペースのみの提供とする。

※電源の提供は、原則として行わない。

※その他必要な設備については、出展者が準備するものとする。

9 出展申請

出展希望者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付した上で、出展申請書（様式第1号）を市実行委員会に提出するものとする。

(1) 出展概要書（様式第2号）

(2) 従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

(4) 取扱い食品及び調理販売方法（様式第5号）※飲食物・現場調理品提供者のみ

(5) 営業に関する許可証等の写し

(6) 出展責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証等）

(7) その他、市実行委員会で必要に応じて提出を求めるもの

10 出展者の選定

(1) 市実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店等の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出展者として選定する。出展申請者数が各会場における売店の設置可能数を超えたときは次に掲げる者を優先し、これにより難しい場合は抽選により選定するものとする。ただし、市実行委員会が売店等の設置目的の達成その他大会運営上特に必要があると認める場合は、この

選定方法によらず出展者を選定することができる。

ア さいたま市内事業者、団体等

イ 競技主管団体の推薦者

ウ 市実行委員会協賛者

- (2) 市実行委員会は、選定に必要な範囲内において、前項により提出された書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

11 出展許可証の交付

市実行委員会は出展者として選定した者に対し、出展許可証（様式第6号）を交付するものとする。

12 売店等監督員

- (1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店等監督員を置くものとする。
- (2) 売店等監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店等の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

13 出展責任者

- (1) 出展者は、従事者の中から出展責任者を定め、売店等設置期間中、常駐させるものとする。
- (2) 出展者は、出展責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 出展責任者は売店等監督員の指示に従い、当該売店等の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う出展責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し従事者の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出展者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出展者の権利を第三者に譲渡又は転貸、若しくは管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売、展示、活動等を行うこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) 本要項で許可された品目以外の物を販売すること。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 売店等用に設置されたもの以外の会場の附帯設備（電源・水道等）を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (8) 火気を使用すること。ただし、市実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障をきたす恐れのある行為を行うこと。

15 遵守事項

出展者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する出展許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店等及びその周辺の清掃は、出展者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日適宜各自で適正に処理すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店等の装飾は、販売品、実施内容等を表示する看板等を主体とすること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 飲食物を販売する売店は食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (7) 出展に係る搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別に交付する通行許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店1台とし、会場又は車両の種類によっては駐車場を準備できない場合があるので留意すること。
- (8) 出展に係る搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服装は清潔なものを着用し、接客にあたってはおもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (11) 天候の悪化等の事情により市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 市実行委員会が大会前に開催する出展者説明会に必ず出席すること。
- (13) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに市実行委員会に報告すること。この場合において、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店等監督員の指示に従うこと。

16 管理運営

売店等における販売品、展示物、備品等の管理は、出展時間外（夜間等）も含め、出展者の責任で行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

17 事故等の発生時の対応

売店等において、事件、事故等が発生したとき、出展責任者は初期対応に当たるとともに、売店等監督員に直ちに連絡を行い、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、出展責任者は直ちに売店等監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

18 許可の取消し

市実行委員会は、出展者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店等出展許可を取消し、撤去命令を出すことができる。この場合において、出展者は市実行委員会に対して損害賠償等を請求できないものとする。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店等出展許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店等の運営において不適當と認めたとき。

19 原状回復

出展者は、設置期間終了後、速やかに出展に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出展者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出展者に代わってこれを行い、要した費用を当該出展者に請求することができる。

20 損害賠償

出展者（従事者を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

21 補填及び補償

- (1) 出展者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出展者は、天候不良（自然災害を含む。）等市実行委員会が予測できない理由により、出展が中止又は縮小になった場合でも、出展準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

22 個人情報の取扱い

従事者等の個人情報は、市実行委員会が売店等の設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

23 その他

この要項に定めるもののほか、売店等の設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和8年8月6日から施行する。
- 2 この要項は、令和8年11月30日限り、その効力を失う。

(様式第 1 号)

令和 8 年 月 日

(宛先)

ねんりんピック彩の国さいたま 2 0 2 6

さいたま市実行委員会 会長 清水 勇人

住所（所在地）	
商号又は名称	
代表者氏名	

出 展 申 請 書

ねんりんピック彩の国さいたま 2 0 2 6 において、さいたま市実行委員会が運営する会場内に、売店等を出展したいので、ねんりんピック彩の国さいたま 2 0 2 6 さいたま市交流大会売店等設置要項第 9 項の規定に基づき申請します。

記

1 出展希望会場	(種目名：)
2 出 展 期 間	令和 8 年 1 1 月 日 () ～ 1 1 月 日 () 日間
3 添 付 書 類	・ 出展概要書（様式第 2 号） ・ 従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第 3 号） ・ 誓約書兼承諾書（様式第 4 号） ・ 取扱い食品及び調理販売方法（様式第 5 号）※飲食物・現場調理品提供者のみ ・ 営業に関する許可証等の写し（要項第 6 項（2）イ関係） ・ その他、実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの

(注) 出展申請書は、出展を希望する会場ごとに 1 通ずつ実行委員会へ提出してください。

(注) 出展会場等については希望に添えないことがありますので、ご了承ください。

出展概要書

(ふりがな)			
商 号 又 は 名 称			
(ふりがな)			
代 表 者 氏 名			
代表者生年月日		年 月 日	
所 在 地		〒	
連 絡 先		電 話	
		F A X	
		メール	
出 展 担 当 者		氏 名	
		携帯電話	
業 種			
主 要 取 扱 品 目 等 (該当品目等に☑を入力してください。複数ある場合は、すべて記入してください。)		□スポーツ用品 □ねんりんピック関連グッズ □観光物産品 □飲食物（製造加工品） □飲食物（現場調理品） □展示等（内容： ） □その他（内容： ）	
営 業 開 始 年 月 日		年 月 日	従業員数 人
営 業 に 関 し て 取 得 し た 許 可 等 の 種 類 (許可証等の写しを添付してください。)		種 類	取得年月日
		番 号	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
過去1年間法令違反等処分歴の有無		有 ・ 無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無
			有 ・ 無

次ページに続きます。

設営持込備品一覧（市実行委員会設営備品以外）

備品名	規格等	持込目的

例：ポータブルバッテリー、発電機、プロパンガス等

※火気の使用を伴う備品を使用する場合は必ず記入してください。

販売商品

No.	商品名	予定数量	販売価格	備考（製造責任者等）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※商品名には、具体的な商品名を記入してください。

※大会の趣旨にそぐわない商品をご遠慮いただく場合があります。

従事者及び搬入搬出車両予定表

商号又は名称	
--------	--

1 従事者名簿

従事日	出展責任者	従事者	従事者	従事者
11月8日 (日)				
11月9日 (月)				

※出展責任者及び従事者にはふりがなを記入してください。

※出展責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証等顔写真が貼付された公的機関が発行したもの）の写しを添付してください。

2 搬入搬出用車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は「2トントラック」「軽トラック」等を記入してください。

※搬入搬出のみで駐車不要の場合は、「駐車場使用」は無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場、車両によっては駐車場を準備できない場合があります。

(様式第4号)

令和8年 月 日

(宛先)

ねんりんピック彩の国さいたま2026

さいたま市実行委員会 会長 清水 勇人

住所（所在地）	
商号又は名称	
代表者氏名	

誓約書兼承諾書

ねんりんピック彩の国さいたま2026さいたま市交流大会会場への売店等出展申請に当たり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、ねんりんピック彩の国さいたま2026さいたま市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査・照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の出展に当たり、「ねんりんピック彩の国さいたま2026さいたま市交流大会売店等設置要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 3 従事者として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出展品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
E - m a i l	

(様式第 5 号)

取扱い食品及び調理販売方法

会 場		商号又は名称	
-----	--	--------	--

[illegible]

令和 8 年 月 日

様

ねんりんピック彩の国さいたま 2 0 2 6
さいたま市実行委員会 会長 清水 勇人

出 展 許 可 証

ねんりんピック彩の国さいたま 2 0 2 6 における売店等の出展について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
出展許可会場	
出展許可期間	令和 8 年 1 1 月 日 () ～ 1 1 月 日 () 日間
出展許可品目	
駐車許可台数	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店等設置運営に関しては、ねんりんピック彩の国さいたま 2 0 2 6 さいたま市交流大会売店等設置要項及び関係法令を遵守すること